



経営改善サポート保証
-事業再生計画実施関連保証制度-

あなたの事業再生・資金調達を 支援する制度があります!

2026年
3月31日
まで

通常の支援にプラス

さらに手厚く
サポートいたします

- 経営者保証を免除できる可能性があります。
- 据置期間 最長3年 返済を気にせず事業に専念できます
- 信用保証料率 実質0.3% 国による補助があるため、利用する事業者の負担分は実質0.3%相当額となります

新たに必要な
資金調達が
可能です!

返済負担の軽減
が期待できます!

信用保証料率は
年0.8%以内

保証期間は
最長15年間

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

詳しい内容に
ついてはこちらを
ご参照ください▶



事業再生計画実施関連保証制度

	通常型	経営改善・再生支援強化型
ご利用いただける方	中小企業活性化協議会等の支援により作成した事業再生計画等に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況について報告を行う中小企業者。	
保証限度額	2億8,000万円（中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円）	
保証期間	一括返済の場合 1年以内 / 分割返済の場合 15年以内(据置期間は1年以内)	一括返済の場合 1年以内 / 分割返済の場合 15年以内(据置期間は3年以内)
担保	必要に応じて徴求します。	
保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証は徴求しません。
信用保証料率	責任共有制度対象の場合 年0.65% / 責任共有制度対象外の場合 年0.80%	国の補助により事業者の実質負担 年0.30%
添付書類例 (一部抜粋)	● 中小企業活性化協議会※1の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ● 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ● 経営サポート会議※2による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ● 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業(通称:405事業)によって策定を支援した事業再生の計画 等 ※1 産業復興相談センターを含む。 ※2 中小企業者又は金融機関からの要請に基づき、信用保証協会等が開催する会議 ▶経営者保証免除対応を適用する場合 ...経営者保証免除対応確認書	

- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。
- 条件変更を行った場合、国による保証料補助の対象外となりますのでご注意ください。

どんなことでもまずはご相談ください

¥0 無料経営相談



夜間相談窓口開設中
毎週火曜午後8時まで

お申込みは
こちらから▶



本店営業部

保証第一課
☎ 025-210-5151

保証第二課
☎ 025-210-5152

保証第三課
☎ 025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課
☎ 0258-35-5714

県央支店

保証課
☎ 0256-33-6661

上越支店

☎ 025-523-7225

佐渡支店

☎ 0259-57-2011

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

2025.7